

消費生活センター等をかたるハガキに注意！

【相談事例】

「消費者生活相談センター」というところから、「紛争確認通知」というハガキが届いた。ハガキには、以前契約した会社から契約不履行で提訴されている、連絡無き場合は給料等の差押えを行うというようなことが書いてある。どうしたらよいか。（80代・女性）

このような**架空請求のハガキは無視**してケロ！連絡をするとお金を支払わせようとしたり、個人情報を得ようとしたりするケロ！



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」
消費者教育推進大使

「紛争問題確認書」と書かれたハガキも

(イメージ)
紛争確認通知

貴方が以前契約された運営会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。

本人から連絡をお願い致します。

連絡なき場合、給料等の差押えを強制的に執行します。

万が一身に覚えがない場合、早急に連絡をお願い致します。

03 - ●●●● - ●●●●

東京都港区芝公園
消費者生活相談センター

東京都千代田区神田小川町
の住所のハガキも

このほか、これまでかたられた名称には「消費者センター」「消費者相談センター」「消費生活相談センター」「消費生活情報センター」などがあります。

県内では**80代や90代の高齢者**あてのハガキが多いケロ。周囲の見守りが大事ケロ！

アドバイス

- ・自治体に設置された消費生活センターは、相談者から電話や来所で相談を受け付けています。相談者以外に電話やハガキを送ることはありません。また、相談は無料です。消費者の皆様にお金を請求することはありません。
- ・少しでも疑問や不安を感じたら、ハガキに記載された電話番号ではなく、消費者ホットライン「188(いやや!）」にお電話ください。

相談先（消費者ホットライン）〔**188 (いやや!)**〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！